

## (1) 妊娠

妊娠がわかったら、泉佐野市役所の地域共生推進課に、「妊娠届」を出してください。

さまざまなサポートを受けることができます。



### ① 妊娠届

「妊娠届」を出すと、次のサポートを受けることができます。

- 「母子健康手帳」をもらいます
- 「妊婦健康診査受診券」をもらいます  
※これを持って行くと、病院の健診が安くなります
- 妊産婦歯科健康診査受診票（兼結果通知票）をもらいます  
※これを持って行くと、歯の健診を無料で受けることができます
- 母子保健サービスについて説明があります

<持っていくもの>

- マイナンバー（個人番号）が確認できるもの（マイナンバー通知カード、またはマイナンバーカード）
- 本人確認書類（顔写真入りのもの）

★手続き・問い合わせ

地域共生推進課（子育て世代包括支援センター）

電話番号 072-463-1212（内線2151～2159、2181～2183）

#### ② 母子健康手帳

母子健康手帳は、お母さんと子どもが受けた健康診査の結果や、子どもがいつ予防接種を受けたかなど、

お母さんと子どもの健康について書くノートです。

病院や泉佐野市の保健サービスを受けるときは、必ず持って行きます。

予防接種の記録になるので、なくさないでください。

泉佐野市役所では、日本語の他に、外国語（※）で書いてある母子健康手帳を用意しています。

日本語を読むのがむずかしい人は、外国語の母子健康手帳をもらうことができます。

※ 英語、中国語、韓国語、タイ語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語

☆参考サイト

厚生労働省「すこやかな妊娠と出産のために」リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/dl/01.pdf>



#### ③ 泉佐野市のサポート

##### 妊婦健康診査（お母さんとおなかの赤ちゃんが、健康かどうかを調べます）

泉佐野市が、妊婦健康診査のお金の一部を助けてくれます。

※病院に行く前に、「妊婦健康診査受診券」を使えるかどうかを、確認してください。

※泉佐野市が払ってくれるお金よりも、健診のお金が高くなったときは、差額は、あなたが払います。

\* 差額 = 健診のお金から泉佐野市が払うお金をひいた金額

例：健診のお金が 12,000円、泉佐野市が払うお金が 10,000円の場合、あなたが払うお金（差額）は 2,000円

##### 妊産婦等歯科健診

妊娠中の人や、赤ちゃんを産んで 1年以内のお母さん、妊娠したい人は、それぞれの期間に 1回、無料で歯科健診を受けることができます。

妊娠中に 1回、赤ちゃんを産んで 1年以内に 1回、妊娠したい人はその他の間に 1回、受けることができます。

泉佐野市が指定する歯医者さんに予約を入れて、受診してください。

##### ファミリー教室

助産師（赤ちゃんのことについて相談できる人、いろいろ教えてくれる人）が、これからお父さん・お母さんになる人に、子どもを産むときや、育てるときのことを教えてくれます。

この教室は、3 か月に 1回くらいあります。

健康推進課で、予約をしてください。

★手続き・問い合わせ

### 3. 妊娠・出産・育児

けんこうすいしんか  
健康推進課

でんわばんごう 072-463-1212 (内線2311～2318)  
電話番号 072-463-1212 (内線2311～2318)